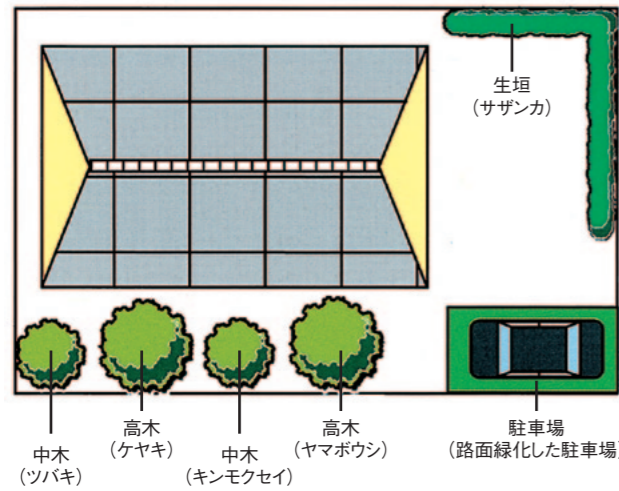


●緑被率の算定例

敷地面積が 200 m²、建築面積 80 m²である場合



緑地面積

高木(ケヤキ・ヤマボウシ) 2本×25=50.0m²
 中木(キンモクセイ・ツバキ) 2本×15=30.0m²
 生垣(サザンカ)
 延長(10m)×幅(0.5m)×有効係数(2.0)=10.0m²
 駐車場 1台分(2.5m×5m)×有効係数(1.0)=12.5m²

緑被率

$$\begin{aligned} \text{緑被率} &= \frac{\text{緑地面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\% \\ &= \frac{(50+30+10+12.5)}{200} \times 100\% \\ &= \frac{102.5\text{m}^2}{200} \times 100\% \\ &= 51.25\% \end{aligned}$$

金沢

斜面緑地の保全に向けて



斜面緑地保全区域とは

金沢の起伏のある地形を造り、市民に憩いとやすらぎをもたらす斜面緑地を、動植物の貴重な生育地または生産地として守り、都市の防災機能を確保しながら、市民と一体となって豊かなまちの緑として保全することを目的として指定されています。

行為の届出について

●斜面緑地保全区域内で次の行為をする場合は、事前に届出が必要となります。
 (ただし、景観計画区域内行為の届出があった場合は、保全区域内行為の届出があったものとみなします。)

1. 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
2. 木竹の伐採
3. 建築物等の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更
4. 物件のたい積

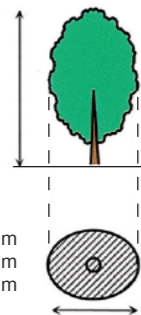
ただし、次のような行為には適用しません。

- ・通常の管理行為または軽易な行為のうち、斜面緑地の保全に影響を及ぼすおそれのない行為
- ・非常災害時の応急措置として行う行為

※斜面緑地保全区域および届出書式については、金沢市ホームページでご確認ください。

樹木

高さ
 高木…3m以上
 中木…1～3m未満
 低木…1m



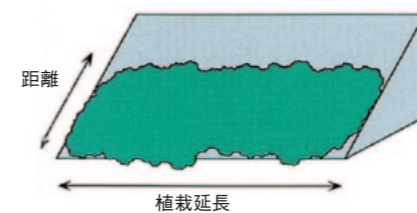
緑地面積
 高木…2m × 2m × π × 2.0(有効係数) ≒ 25m²
 中木…1.5m × 1.5m × π × 2.0(有効係数) ≒ 15m²
 低木…0.5m × 0.5m × π × 1.0(有効係数) ≒ 1m²

樹幹径
 高木…4m
 中木…3m
 低木…1m

既存の樹木の場合、樹幹径が基準値より大きい場合は、その値を使用する。

壁面

緑地面積=植栽延長×距離×1.0(有効係数)

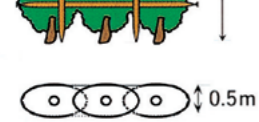


生垣

1mあたりの植栽本数2本以上

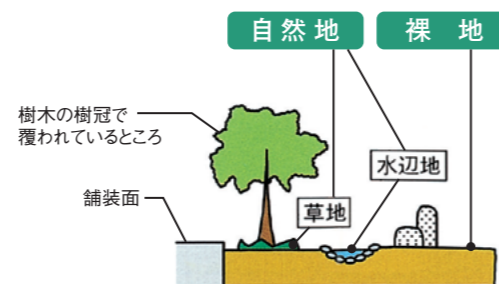


1.0m以上



緑地面積
 植栽延長 × 0.5m × 2.0(有効係数)

植栽延長



※高木の植栽や巨木の枝打ち、斜面緑地を良好に維持管理するための団体活動に対して補助制度があります。(詳しくは、金沢市ホームページでご確認ください。)

◎このパンフレットについてのご相談・お問い合わせは下記までご連絡ください。

金沢市 景観政策課

TEL:076-220-2364 FAX:076-224-5046

E-mail: keikan@city.kanazawa.lg.jp

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

ホームページ: <http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29020/keikan/index.jsp>

● 斜面緑地保全基準

(1) 緑地の保全に関する事項

ア 基本的事項

- (ア) 河岸段丘地形を特徴づける緑として、できるだけ斜面緑地の連続性の確保に努める。
- (イ) 都市の緑化を推進するため、まちなかの斜面緑地の減少を抑えるとともに、積極的な緑地の確保に努める。
- (ウ) 自然豊かな緑地は、ひとたび失われると回復が困難であるため、できるだけ保存に努め、失われる場合は代替りの緑地の確保に努める。
- (エ) 斜面緑地の積極的な植栽に努める。
- (オ) 斜面緑地と一体感のある公園緑地の設置および整備に努める。

イ 現況が樹林地である土地

- (ア) 斜面緑地はまちなかの環境の保全のために有益であるため、積極的な保全に努める。
- (イ) 斜面の造成は原則として行わず、やむを得ず行う場合は、敷地内に【別表1】に定める緑被率を確保する。

ウ 現況が裸地等である土地

- (ア) 植栽や播種により本来の多様な植生を目指す。

エ 現況が建築物等に利用されている土地

- (ア) 建築敷地内には【別表1】に定める緑被率の緑を確保する。
- (イ) 既存樹木をできるだけ伐採しない。
- (ウ) 擁壁等の構造物は、壁面を緑化するなどの工夫をする。

(2) 建築物その他の工作物の規模、位置、色彩、意匠および形態に関する事項

ア 基本的事項

- (ア) 斜面緑地が郷土の景観として際立つように、背景の緑を阻害せず、調和のとれた土地利用を図る。
- (イ) 斜面緑地との調和を図るため、建築物等の屋根や外壁の色彩に配慮する。
- (ウ) 河岸段丘の緑の帯を阻害しないように、建築物等の高さを抑える。
- (エ) 勾配屋根を採用するなど、斜面緑地と形態的な調和を図った建物とする。

イ 規模

- (ア) 緑地の保全が困難になるため、敷地の細分化は行わない。
- (イ) 斜面を覆うような建築物等は建てない。

ウ 位置

- (ア) 既存の緑の中に埋もれるよう配置を工夫する。

エ 色彩

- (ア) 建築物等の屋根、外壁等の色彩は、周辺の緑との調和を図るため、【別表2】に定める基準に適合するものを原則とする。
- (イ) 広告物等の色彩は、緑を阻害しないように配慮する。

オ 意匠

- (ア) 周辺の緑豊かな環境との調和を図る。
- (イ) 屋上には広告物は設置せず、設備機器等を露出させないようにする。

カ 形態

- (ア) 斜面の緑を眺望できるよう、他の法令等に定めのあるもののほか、住居系用途地域では高さ15m以下、商業系用途地域では20m以下の高さにする。【※注】

(3) 動植物の生息環境および生育環境の保全に関する事項

ア 基本的事項

- (ア) 斜面緑地は、まちなかにおける重要な動植物の生息・生育環境であり、生物多様性の観点で保全に取り組むとともに、積極的な自然の回復に努める。
- (イ) 生物の生育・生息環境の保全には十分な面的な広がりを必要とするため、一定の緑地のまとまりを確保する。
- (ウ) 斜面に沿った動物の移動経路を守るため、緑地の連続性を確保する。
- (エ) 望ましい植生が残されている斜面においては、荒廃しないように適切な維持管理を行う。
- (オ) 防災工事を行う場合は、安全性の確保を図るとともに、現植生との共生に配慮した工夫を採用する。
- (カ) 本多の森などの自然度の高い照葉樹林等では凍結的な保全を図る。
- (キ) 不法投棄の防止を図るとともに、廃棄物の撤去を速やかに実施する。

イ 動物の生息環境

- (ア) 中～小型ほ乳類、昆虫類、鳥類などの生息地や移動経路となるよう緑地の配置に配慮するとともに、多様な生息環境の確保に努める。
- (イ) 動物の餌になるような実のなる樹木を積極的に植栽する。

ウ 植物の生育環境

- (ア) 植栽の際には、地域の種類や斜面の自生種を積極的に導入する。
- (イ) 裸地・草地などは、小動物の生息環境に配慮しながら、木本類や草本類を含めた植生の多様性を確保する。

(4) 崩壊防止その他都市の防災上必要な事項

ア 基本的事項

- (ア) 土砂災害に配慮した適正な土地利用をするとともに、災害遮断機能を発揮するよう植栽に努める。
- (イ) 未利用地の裸地部など、植生が少ないところでは、災害を未然に防止するための緑地を進める。
- (ウ) 斜面崩壊を誘発するような行為をしない。
- (エ) 急斜面地崩壊危険箇所等の災害危険性の高い地区については、斜面状態に注意を払う。
- (オ) 崩壊防止対策工事を実施する際は、できるだけ植生が発達する緑化基盤を整備する。
- (カ) 法面工において緑化を行う場合は、木本類の導入に努める。

イ 法肩

- (ア) 斜面への排水はできるだけ行わない。
- (イ) 斜面崩壊を誘発すると考えられる樹木は伐採するが、抜根せずに適切な処理を実施する。

ウ 傾斜地

- (ア) 急傾斜地では、斜面の安定化を図り、造成工事を行わない。
- (イ) 裸地では、そこを生活の場とする動物に配慮しながら積極的な植栽を行い、保水機能の向上を図る。
- (ウ) 地面に水が滞留しないように適切な処理をする。

エ 法尻

- (ア) 斜面の崩壊を助長するような掘削は行わない。
- (イ) 斜面の安定に注意しながら豊かなわき水をできるだけ保全する。

【別表1】緑被率誘導表

種別	既存指定内容	緑被率	備考
A	風致地区 (第1種該当地)	50%以上	(建ぺい率 20%)
B	風致地区 (第2種～5種該当地)	30%以上	(建ぺい率 40%)
C	A・B以外の区域	20%以上 商業系用途地域は10%以上	

※緑被率 = 緑地面積 / 敷地面積 × 100%

【別表2】色彩誘導表

	屋根	外壁	
明度	3以下	3以上6以下	
彩度	2以下	R(赤)系 YR(黄赤)系 Y(黄)系	4以下
		その他	2以下

※自然素材を使用する場合は別途考慮する。
※色彩範囲はマンセル色票系による。

【※注】 高度地区および石川県風致条例、金沢市景観条例などで、別途建築物等の高さの基準が定められておりますので、ご確認ください。

● 緑地面積

- ・緑地の投影面積に(壁面の場合は、植栽延長に距離を乗じた面積)に有効係数を乗じた値を緑地面積とする。
- ・それぞれの緑地の基準と緑地面積および有効係数は下表のとおりである。

緑地	基準	基準面積	有効係数	緑地面積	
樹木	高木	樹高3m以上(将来成長して4m以上)となるもの	樹冠径を4mとした円の面積	2.0	25㎡
	中木	樹高1m以上3m未満のもの	樹冠径を3mとした円の面積	2.0	15㎡
	低木	樹高1m未満のもの	樹冠径を1mとした円の面積	2.0	1㎡
生垣	高さ1m以上かつ1m当たりの植栽本数が2本以上のもの	幅0.5mとして、植栽延長×幅(㎡)	2.0	基準面積 × 有効係数	
壁面		植栽延長×距離(㎡)	1.0		
自然地	草地、水辺地		1.0		
裸地			0.8		
駐車場	緑化された駐車場		1.0		
	緑化可能な駐車場		0.8		
屋上			0.5		
プランター			0.5		